

平成30年11月22日  
一般社団法人Jミルク

## 平成30年度 ポジティブリスト制度に係わる生乳の定期的検査の実施結果について

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」を実施しています。この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。

本年度は平成30年10月から11月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

### 1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が平成29年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した農薬、動物用医薬品、牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質（βラクタム系抗生物質）及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除き、別表1通り、北海道11物質、都府県19物質を平成30年度定期的検査対象物質といたしました。

その内訳は以下の通りで、

- ① 農薬…北海道4物質、都府県6物質
- ② わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 …北海道3物質、都府県7物質
- ③ 牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等…北海道4物質、都府県6物質

### 2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計74検体で、延べ215件を検査した。

### 3. 検査結果

検査結果は別表1の通り、すべて「基準値以下」であった。

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

生産流通グループ 下村 TEL：03-6226-6353

以上

(別表1)

## 平成30年度生乳の定期的検査対象物質検査の結果について

平成30年11月  
一般社団法人Jミルク

	No.	物 質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
			北海道	都府県				
農薬	1	グリホサート	○	○	13	0.1	高速液体クロマトグラフィー	基準値以下
	2	ベンタゾン	○	○	13	0.05	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	3	リニューロン	○		4	0.05	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	4	アトラジン	○	○	13	0.02	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	5	アラクロール		○	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	6	チフェンスルフロメチル		○	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	7	ジミテナミド		○	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
動物用医薬品	1	オキシテトラサイクリン, クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	○	○	13	0.1	高速液体クロマトグラフィー	基準値以下
	2	カナマイシン	○	○	13	0.4	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	3	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	○	○	13	0.2	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	4	イベルメクチン		○	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	5	デキサメタゾン		○	9	0.02	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	6	エンロフロキサシン(シプロフロキサシンとの和として)		○	9	0.05	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	7	エプリノメクチン		○	9	0.02	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
洗剤・殺菌消毒薬・ 殺虫剤・駆虫剤等	1	ペルメリン	○	○	13	0.1	ガスクロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	2	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	○	○	13	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	3	シロマジン	○		4	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	4	[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキル(C9-15)トルエン	○	○	13	1	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	5	シロマジン		○	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	6	シフルトリン		○	9	0.04	ガスクロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	7	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(イソシアヌル酸)		○	9	0.8	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
計			11	19	215			

注) 検査機関: 一般財団法人日本食品分析センター